

一宮研伸大学看護学部履修規程

(趣旨)

第1条 この規程は、一宮研伸大学（以下「本学」という。）学則に定めるもののほか、授業科目（以下「科目」という。）の履修、試験及び進級の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(必修・選択科目)

第2条 本学学生（以下「学生」という。）は、学則別表1に定める必修科目のほか、同別表2に定める卒業に必要な単位数以上の選択科目を履修しなければならない。

- 2 半期で履修可能な単位の上限は、原則として25単位とする。なお、GPAによっては、上限を超えて履修することができる。ただし、1年間の単位の上限は、49単位以内とする。
- 3 授業科目のうち一部の科目は、その内容に応じて履修の順序を決める。これを「先修条件」という。先修条件は、次のとおりとする。
 - 一 科目先修条件：指定する科目に対し、修得又は同時履修を可とする条件と、指定する科目の履修歴がなければ履修できないとする条件をいう。
 - 二 単位数先修条件：指定する科目に対し、指定する修得単位数を満たさなければ履修できないとする条件をいう。
- 4 授業科目には先修条件が設定される場合があり、先修条件を満たさなければ、その科目を履修することはできない。
- 5 学則別表1に定める授業科目のうち、選択科目については履修希望者が5人未満の場合は、原則として開講しない。指定する科目は、別に定める。
- 6 選択科目の場合には、履修希望者数によって履修の受け入れを調整する場合がある。

(授業時間)

第2条の2 1回（コマ）の授業時間は、100分とする。

(公欠に伴う授業回数)

第2条の3 一宮研伸大学看護学部 学生通則（以下「通則」という。）第13条第1項で定めている場合の公欠の授業は、授業回数（講義・演習）から差し引くこととする。

- 2 通則第13条第1項で定めている場合の公欠の実習は、実習日数から差し引くこととする。

(補講及び補習)

第2条の4 公欠により欠席した授業（講義・演習）及び実習について、補講又は補習することにより、授業（講義・演習）回数又は実習日数に加えることができる。

- 2 補講又は補習が可能と判断した場合は、科目責任者等が教育委員会委員長に申し出ることとする。

(履修登録)

第3条 学期毎に履修する科目について、指定の期日までに登録を行わなければならない。これを履修登録という。

- 2 学生は、履修登録をした後、任意に履修科目を変更し、又は、届け出た科目の履修を放棄することはできない。
- 3 履修登録しない科目の単位は認められない。ただし、既修得単位として認められた科目は、その限りでない。
- 4 単位を修得した科目は、再び履修することができない。
- 5 指定された時間割に従って履修しなければならない。これを「通常履修」という。

(単位の認定)

第4条 各科目の単位の認定は、科目責任者が合格者に所定の単位を与える。

- 2 入学時に既修得単位として認定された科目については「認定」とする。
- 3 入学後に既修得単位として認定された科目については「認定」とする。

(試験の種類及び実施期日)

第5条 試験の種類及び実施期日は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 定期試験：授業科目の履修を評価し、単位を認定するための試験をいい、期日を定めて行う。
- 二 実習試験：実習を伴う授業科目の履修を評価し、単位を認定することをいい、当該実習期間中又は実習終了後に行う。
- 三 追試験：病気その他やむを得ない事由などにより定期試験を受けられなかった者について、単位を認定するための試験をいい、所定の手続きを完了した者に対して定期試験に代えて行う。なお、追試験は、定期試験の後に行い、その期日はその都度定める。
- 四 追実習：病気その他やむを得ない事由により所定の実習時間数を欠席した者で所定の手続きを完了した者に対して行う。なお、追実習の期日は、その都度定める。
ただし、当該学期内に実習場所の確保ができない場合には、当該学期以降に履修を行うものとする。
- 五 再試験：定期試験の成績が不合格となった者又は追試験の成績が不合格となった者の単位を認定するための試験をいい、所定の手続きを完了した者に対して行う。なお、再試験は、科目責任者の判定に基づき、行わない場合がある。また、再試験は、定期試験の後に行い、その期日はその都度定める。
- 六 再実習：実習試験の成績が不合格となった者又は追実習の成績が不合格となった者の単位を認定するための実習をいう。実習を補足することによって単位取得の見込みがあると科目責任者が判断した者で、かつ実習施設が受け入れ可能であることを条件に再実習を行う場合がある。再実習期間は、原則として当該学期を超えない期間とする。
なお、各学期において再実習の実施は、1科目までとする。
また、再実習を受ける場合は、所定の手続きをしなければならない。

(試験の方法)

第6条 試験は、筆記、レポートもしくは実技試験等のいずれかにより、又はこれらの併用により行う。

(筆記試験の時間)

第6条の2 定期試験、追試験及び再試験（以下「定期試験等」という。）における筆記試験の時間は、科目責任者の判断による。

- 2 定期試験等における筆記試験の入室（遅刻）限度は、試験開始30分とする。
- 3 定期試験等における筆記試験の退出時間は、試験開始後30分以降とする。

(受験資格)

第7条 次の各号に該当する者は、試験の受験資格を認めない。

- 一 学納金の未納者（学納金延納許可及び学納金分納許可された者を除く。）
- 二 休学期間中又は停学処分中の者
- 三 定期試験については、原則として各試験科目の授業時間数（授業回数）の3分の2の出席に満たない者。
- 四 実習試験については、原則として各試験科目の授業時間数（実習日数）の5分の4の出席に満たない者。
- 五 ただし、以下の場合は診断書・その他証明書と欠席届の提出により例外として欠席扱いとしない。

例外事項	期間	適要	
忌引き	1 親等	3日以内	父母、子、配偶者
	2 親等	2日以内	祖父母、兄弟姉妹
	3 親等	1日以内	おじ、おば、曾祖父母、甥、姪
学校保健法による感染症	指定の期間	インフルエンザ、小児感染症など	
その他	遅延した時間	電車などの遅延によるもの	

(試験の公示)

第8条 定期試験の日時の公示は、当該年度の学事日程の記載によるものとする。

- 2 試験は、各科目の所定の授業終了後行うものとする。
- 3 試験は、科目別にその科目の担当教員がこれを行う。ただし、担当教員に事故のある場合は、他の教員が代わってこれを行うことができる。
- 4 定期試験の日時の変更及び場所は、当該試験日の2週間前までに公示する。
- 5 追試験及び再試験の日時及び場所は、その都度公示する。

(追試験及び再試験の受験手続)

第9条 追試験又は追実習を受けようとする者は、追試験願（別記様式第1-1号）又は・追実習願（別記様式第1-2号）を、所定の期日までに学長に提出しなければならない。

- 2 病気その他やむを得ない理由で定期試験を受験できなかった場合は、所定の期日までに追試験願又は追実習願を提出した者に対して、1回限り追試験を認めることができる。
- 3 再試験又は再実習を受けようとする者は、試験受験願（別記様式第2-1号）又は再実習受験願（別記様式第2-2号）に再試験料を添えて、所定の期日までに学長に提出しなければならない。
- 4 再実習は、1回限り認めることができる。

(成績の評価)

第10条 試験等の成績の評価は、百点を満点としその科目の担当教員が次の基準により行う。

試験等成績	100～90点	89～80点	79～70点	69～60点	60点未満
定期試験評価	AA	A	B	C	D
追試験評価	A		B	C	D
再試験評価	C	C	C	C	D
判定	合格	合格	合格	合格	不合格

- 2 追試験・追実習の成績の評価は、A・B・C・Dの4段階とする。
- 3 再試験・再実習の成績の評価は、C・Dの2段階とする。
- 4 前項の成績評価に対してグレードポイントを与える。AAは4点、Aは3点、Bは2点、Cは1点、Dは0点とする。ただし、成績評価が「認定」の科目、選択科目の単位数は含めないものとする。

(成績等の疑義)

第10条の2 試験等の合否に関して疑義がある場合は、ポータルによる各発表日を含む原則7日以内（土・日・祝日を除く）までに次のとおり行う。

- 一 専任教員の科目については、面談のアポイントを取り、直接確認する。
 - 二 非常勤教員の科目については、成績等質問用紙に必要事項を記入し、学務課に提出の上、後日、回答を受け取る。
- 2 成績の評価に関して、疑義がある場合は、発送日を含む原則7日以内（土・日・祝日を除く）までに、成績等質問用紙に必要事項を記入し、学務課に提出の上、後日、回答を受け取る。
 - 3 所定の試験等を受験していない場合及び授業に3分の2以上出席していない場合の科目については、対象外とする。

(不正行為)

第11条 試験において不正行為があったときは、当該学期中に受験した科目（レポート、実技等を含む。）を無効とする。無効となった科目については、次年度以降に再履修とする。

(休講)

第12条 自然災害等又は公共機関の不通に伴う授業等の休講の取扱いは、別に定める。

(進級)

第12条の2 3年次前期終了時に、進級判定を行う。

- 2 進級については、3年次前期までの開講科目のうち、履修したすべての必修科目の単位を取得することとする。
- 3 進級判定において不可になった場合は、3年次後期に開講するすべての科目の履修はできない。

4 進級判定において不可になった場合は、同一学年にとどまり（留年）、単位未修得科目を履修する必要がある。

（卒業）

第13条 本学に4年以上在学し、卒業要件を満たした者に対しては、教授会の議を経て学長が卒業を認定する。

（卒業不可、卒業延期）

第14条 前条に規定する卒業の条件を満たしていない場合には、卒業不可とする。その場合は、卒業延期とする。

（除籍）

第15条 次の各号に該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍する。

- 一 学則第19条第1項に定める在学年限を超えた者。
- 二 学則第19条第2項に定める休学期間を超えてなお卒業できない者。
- 三 学則第19条第3項に定める授業料等の納付を怠り、督促してもなお納付しない者。
- 四 学則第10条第4項に定める死亡又は長期間にわたり行方不明の者。

2 除籍の日は、教授会が承認した日とする。

第16条 この規程に定めるもののほか、各授業科目の評価方法、履修上の取扱い、試験等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年1月16日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度以後の入学者から適用する。ただし、令和元年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

前附則については、令和2年10月21日から適用しない。

ただし、改正後の第10条第1項及び第2項は、改正後の規定に関わらず、令和元年度以前に入学した者については、なお、従前の例による。

附 則

この規程は、令和2年10月21日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年9月15日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

ただし、改正後の第12条の2は、改正後の規定に関わらず、令和3年度以前に入学した者については、なお、従前の例による。

附 則

この規程は、令和4年9月21日から施行し、令和4年10月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

ただし、改正後の第2条第2項は、改正後の規定に関わらず、令和3年度以前に入学した者については、なお、従前の例による。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別記様式第1-1号(第9条第1項関係)

学 長	教育委員会	科目責任者

追 試 験 願

年 月 日

一宮研伸大学長 殿

学籍番号: _____ 第 _____ 学年

氏 名: _____

以下のとおり追試験を受けたいので、許可願います。

科 目 名: _____

担当教員名: _____

本試験日: 年 月 日(曜日)

追試験日: 年 月 日(曜日) 限

欠席理由: _____

※医師の診断書又は理由を証する書類を添えて学務課に提出すること。

受 付 印

.....

追 試 験 許 可 証

学籍番号: _____ 氏名: _____

科目名:

追試験日: 年 月 日(曜日) 限

教 室: _____

担当教員名: _____

教育委員会 受 付 印

.....

追 試 験 願 (控)

学籍番号: _____ 氏名: _____

科目名:

本試験日: 年 月 日(曜日) 限

担当教員名: _____

受 付 印

別記様式第1-2号(第9条第1項関係)

学 長	実習委員会	科目責任者

追 実 習 願

年 月 日

一宮研伸大学長 殿

学籍番号: _____ 第 _____ 学年

氏 名: _____

以下のとおり追実習を受けたいので、許可願います。

科 目 名: _____

担当教員名: _____

本実習期間: 年 月 日(曜日)～ 年 月 日(曜日)まで

追実習期間: 年 月 日(曜日)～ 年 月 日(曜日)まで

欠席理由: _____

受 付 印

※医師の診断書又は理由を証する書類を添えて学務課に提出すること。

追 実 習 許 可 証

学籍番号: _____ 氏名: _____

科目名:

追実習期間: 年 月 日(曜日)～ 年 月 日(曜日)まで

担当教員名: _____

実習委員会	受付印

追実習願(控)

学籍番号: _____ 氏名: _____

科目名:

本実習期間: 年 月 日(曜日)～ 年 月 日(曜日)まで

担当教員名: _____

受 付 印

別記様式第2-1号（第9条第3項関係）

再試験受験願

年 月 日

一宮研伸大学長 殿

年 月 日

下記のとおり再試験を受けたいので、許可
願います。

学 籍 番 号	第 学 年
氏 名	
科 目	
本 試 験 日	年 月 日 時限
再 試 験 日	年 月 日 時限
試 験 料	3,000 円

※再試験確定後すみやかに納入してください。

再試験料納入受領書	
学 籍 番 号	第 学 年
氏 名	
科 目	
本 試 験 日	年 月 日 時限
再 試 験 日	年 月 日 時限
試 験 料	3,000 円

※試験時には、この用紙を提示してください。

受 領 印

別記様式第2—2号（第9条第3項関係）

再実習受験願

年 月 日

一宮研伸大学長 殿

下記のとおり再実習を受けたいので、許可
願います。

年 月 日

学 籍 番 号	第 学 年
氏 名	
科 目	
本実習期間	～
再実習期間	～
試 験 料	5,000 円

※再実習確定後すみやかに納入してください。

再試験料納入受領書	
学 籍 番 号	第 学 年
氏 名	
科 目	
本実習期間	～
再実習期間	～
試 験 料	5,000 円

科目責任者

--

受領印

--